

はっさむ地区センター庁舎等清掃業務（告示番号第3639号）に係る質問及び回答

No.	質問日	回答日	質問	回答
6	8/18	8/23	<p>令和5年10月1日から令和6年3月31日まで 玄関周り（外部）100㎡及び構内外周600㎡は、安全確保が困難な場所の清掃作業を行わないとありますが、積算には入っていますでしょうか。 できるところは作業するという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>改修工事の実施期間となる令和5年10月1日から令和6年3月31日まで、仕様書別紙1日常清掃作業内容（はっさむ地区センター）の玄関周り（外部）及び構内外周については、清掃員の安全を確保できる範囲の清掃作業を実施することとしております。 改修工事の実施状況によっては、清掃員の安全確保が困難な場所があり、清掃作業を行う範囲が縮小する可能性があります。仕様書別紙1に記載されているとおりの対象規模、回数を実施するものとして積算しております。</p>